



様式第1号 (第8条、第9条関係)

事業者行動計画書(変更計画書)

令和元年 6 月 20 日

(宛先)

滋賀県知事 殿

提出者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

滋賀県東近江市五個荘築瀬町 611

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

株式会社 大長 代表取締役 大橋 富美夫

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例 [第20条第3項・第20条第4項  
第22条第1項・第22条第2項において準用する同条例第20条第4  
項]の規定に基づき、事業者行動計画を策定(変更)したので、提出します。

事業者の氏名 (法人にあつては、 名称および代表者の氏名)	株式会社 大長 代表取締役 大橋 富美夫
事業者の住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	滋賀県東近江市五個荘築瀬町 611

1 事業所の概要

事業所の名称	株式会社 大長			
事業所の所在地	滋賀県東近江市五個荘築瀬町 611			
主たる事業	細分類番号	1	1	4 4 繊維物整理業
該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロリットル以上の事業所を県内に有する事業者			
	<input type="checkbox"/> 従業員数が21人以上であつて、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量が、二酸化炭素換算で年間 3,000 トン以上の事業所を県内に有する事業者			
	<input type="checkbox"/> 任意提出事業者			

2 計画の内容

計画の内容	別添のとおり
-------	--------

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

標準様式第1号

(第1面)

1 計画期間

計画期間	令和元 年度～	令和5 年度
------	---------	--------

2 低炭素社会づくりに係る取組に関する基本的な方針

株式会社大長は、天然繊維を中心とした織物の加工を行い、お客様のニーズに合わせた商品の提供に努め、循環型社会の構築に寄与していきます。

- 1, 事業活動を通じて、環境負荷の低減に努め、環境の保全と汚染の予防に取り組みます。
- 2, 環境保全活動を定期的に見直し、改善に努めます。
- 3, 環境保全に関連する法規制を遵守します。

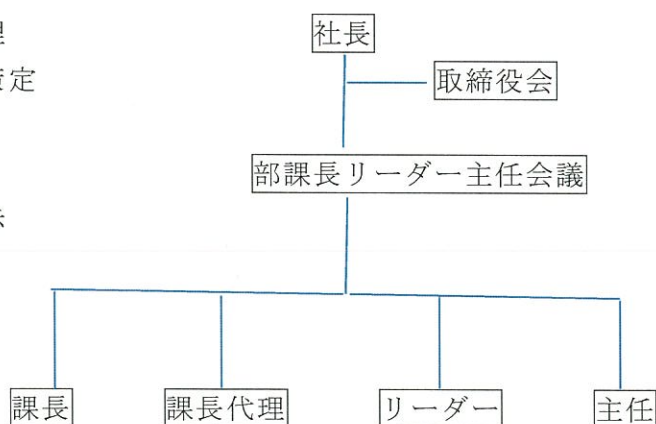
3 低炭素社会づくりに係る取組に関する推進体制

○責任者 環境保全担当 生産管理部課長代理

○推進体制(組織図)

議長 生産管理部課長代理

- ・環境保全方針の立案、策定
- ・計画見直しの立案
- ・現状の確認
- ・各所属へ検討課題の指示



備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

(第2面)

4 これまでに取り組んできた低炭素社会づくりに係る取組

- 2009年度にA重油より都市ガスに燃料転換を行い、環境負荷の低減をはかる。
- 高効率ボイラーの設置
- ボイラーの台数制御による負荷変動に対する省エネ

(第3面)

5 自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

(1) エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた取組の内容等

	取組項目	取組の内容	実施スケジュール
1	運用対策	ボイラー等燃焼設備の定期保守点検による性能の維持及び向上	令和元年度～令和5年度
2	設備導入対策	ボイラーの送気システムの効率アップ	令和元年度～令和5年度
3			
4			
5			
6			
7			
8			

(2) エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の内容等

	温室効果ガスの種類	取組の内容	実施スケジュール
1			
2			
3			

(3) 上記の取組により達成しようとする目標および目標設定の考え方

上記の取り組み等により、平成23年度を基準年度とし、以下の数値目標の達成を目指します。

原単位（温室効果ガス排出量／生産量）で毎年1%削減

なお、原単位の考え方は次の通りです。

温室効果ガス排出量は生産量に大きく影響を受ける為、生産量を原単位の指標(分母)として設定しました。なお、実績を目標と適切に対比させる為、計画期間中の各年度の温室効果ガス排出量の算定に当たっては、電気の排出係数は基準年度に固定して算定します。